

令和元年7月1日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修認定薬剤師制度の運営について

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下、「研修センター」という。）の「研修認定薬剤師制度」は、令和元年7月1日より下記のと通りの運営といたします。これに伴い、平成27年4月1日付け「研修認定薬剤師制度の運営について」は、令和元年6月30日を以て廃止します。

1. 薬剤師研修支援システムの受講履歴に基づく申請

薬剤師研修支援システムの受講履歴（受講履歴一覧）に記載される研修については、研修手帳にシールを貼付せず、受講履歴一覧をプリントアウトしたものを添付することでも差し支えないこととする。

2. 他の認定制度（注）のシール（単位）の取り扱い

平成27年4月1日以降の認定申請に際しては、必要単位数の5割（認定の新規取得に必要な単位数40単位のうち20単位まで。認定の更新の場合は、必要単位数30単位のうち15単位まで）を上限として受け入れる。

また、令和元年7月1日以降に実施された研修会等において交付された、他の認定制度のシール（単位）を利用する場合は、シール（単位）1枚につき、1通の証明文書の添付を要する。この証明文書が添付されていない場合、そのシール（単位）は無効である。なお、証明文書の発行に関しては、シール（単位）を交付した認定制度の事務局へお問い合わせください。*

3. 他の認定制度（注）の認定薬剤師の更新の取り扱い

他の認定制度（注）の認定薬剤師の更新は取り扱わないので、新規認定申請を行うこと。

（注）他の認定制度とは、薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた認定制度で研修センター以外のもの。

（*）下線部今回追加箇所